水道料金とは

水道料金とは

水道事業者が提供する給水サービスの対価として使用者から徴収するもの

⇒　地方自治法上の「使用料」に該当し、条例に規定

⇒　料金の決定（改定）には、「議会の議決」が必要

■　料金決定の考え方

水道法

①　料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

②　料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。

地方公営企業法

料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。（税金は投入できない）

水道料金とは

水道事業には「独立採算制」が適用される

地方公営企業の経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならないという原則

⇒税金ではなく水道料金で事業を運営しなければならない

水道料金

＝

- **公正妥当**
  - ・能率的な経営の下における適正な原価を超えない
  - ・健全な経営が確保できる
  - ・使用の様態に応じている
- **明確**
  - ・定率又は定額をもって明確に定められている
- **公平**
  - ・特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない

水道料金の算定方法

・水道料金は、「総括原価方式」で算定しています。
・総括原価方式とは、能率的な経営の下における「適正な原価（営業費用）」に「健全な事業経営を確保するために必要となる費用（資本費用）」を加えた「総括原価」が、料金収入の総額と一致するように料金を設定する方法です。
総括原価＝「使用者の方に負担していただく料金の総額」と言えます。

・水道事業に必要な経費は、経営に伴う収入（料金）をもって充てなければなりません。
⇒例外はありますが、原則、税金の投入はできません。（独立採算の原則）

水道料金の算定における総括原価とは

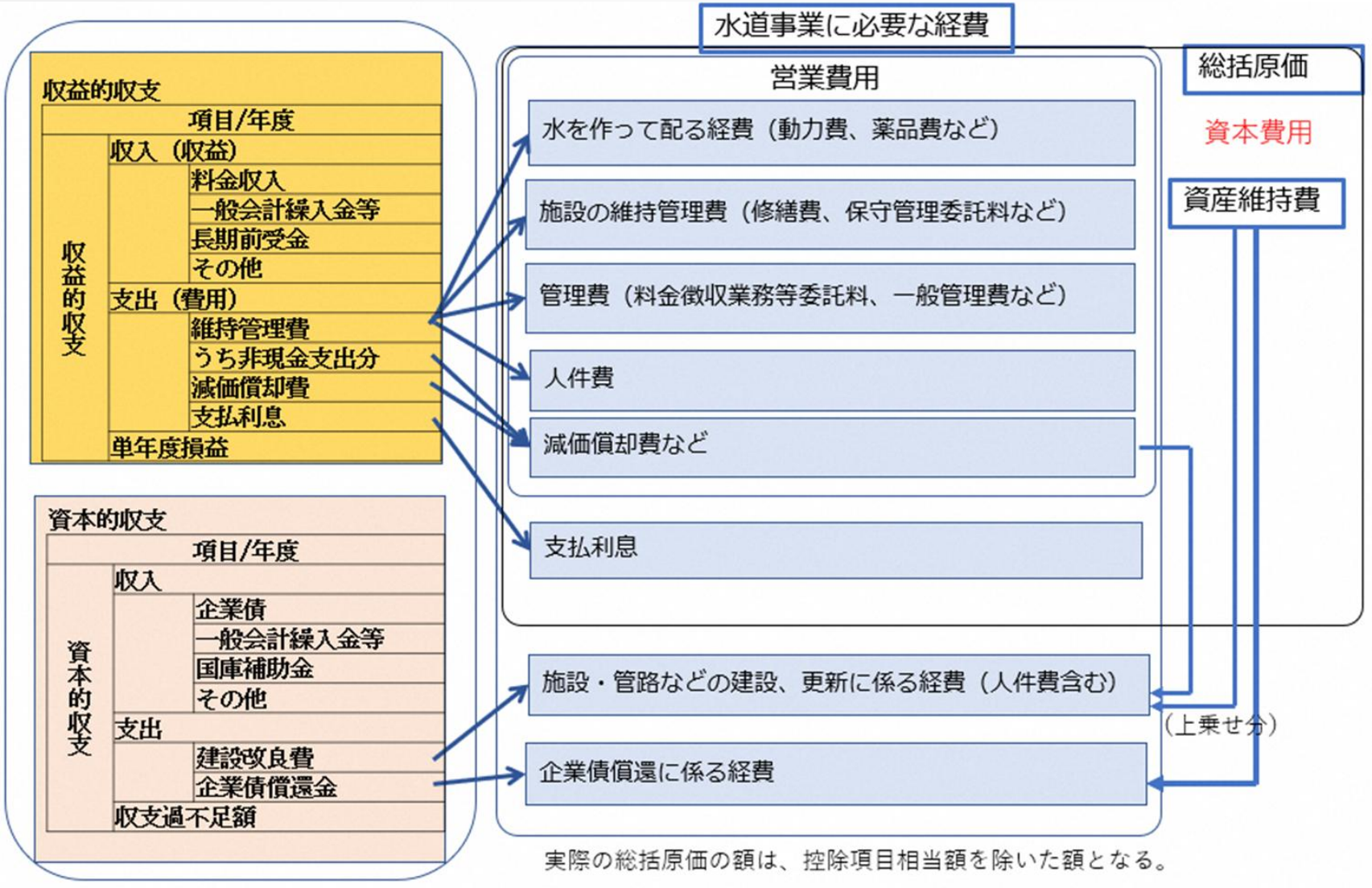

料金改定の方針・考え方

今回の料金改定における基本的な方針と考え方は、次のとおりです。

① 料金算定期間は3年間（令和8～10年度）とします。

② 料金は総括原価方式により算定します。

⇒ 水道料金算定要領にのっとり、料金算定期間と料金算定方法を決定しました。

③ 資産維持費は計上しません。

⇒ 水道料金算定要領では、総括原価に資産維持費を含めることとありますが、値上げ率を抑え、市民生活への影響を最小限とするため、今回の改定では、資産維持費は含めません。

④ 口径別の基本料金を設定します。

⇒ 受益者負担の観点から、使用者の便益に応じ、口径ごとに基本料金を設定します。

⑤ 基本水量を廃止します。

⇒ 水道料金算定要領にのっとり、基本水量を廃止します。

料金改定率の算定方法

水道料金算定期間（令和8年度から令和10年度）における総括原価と料金収入の見込みをもとに、料金改定率を算定しました。

〇経営に要する費用に対し料金収入が不足する額　18.7億円
〇企業債（借金）返済用資金の確保のため資産維持費として計上する額　0億円

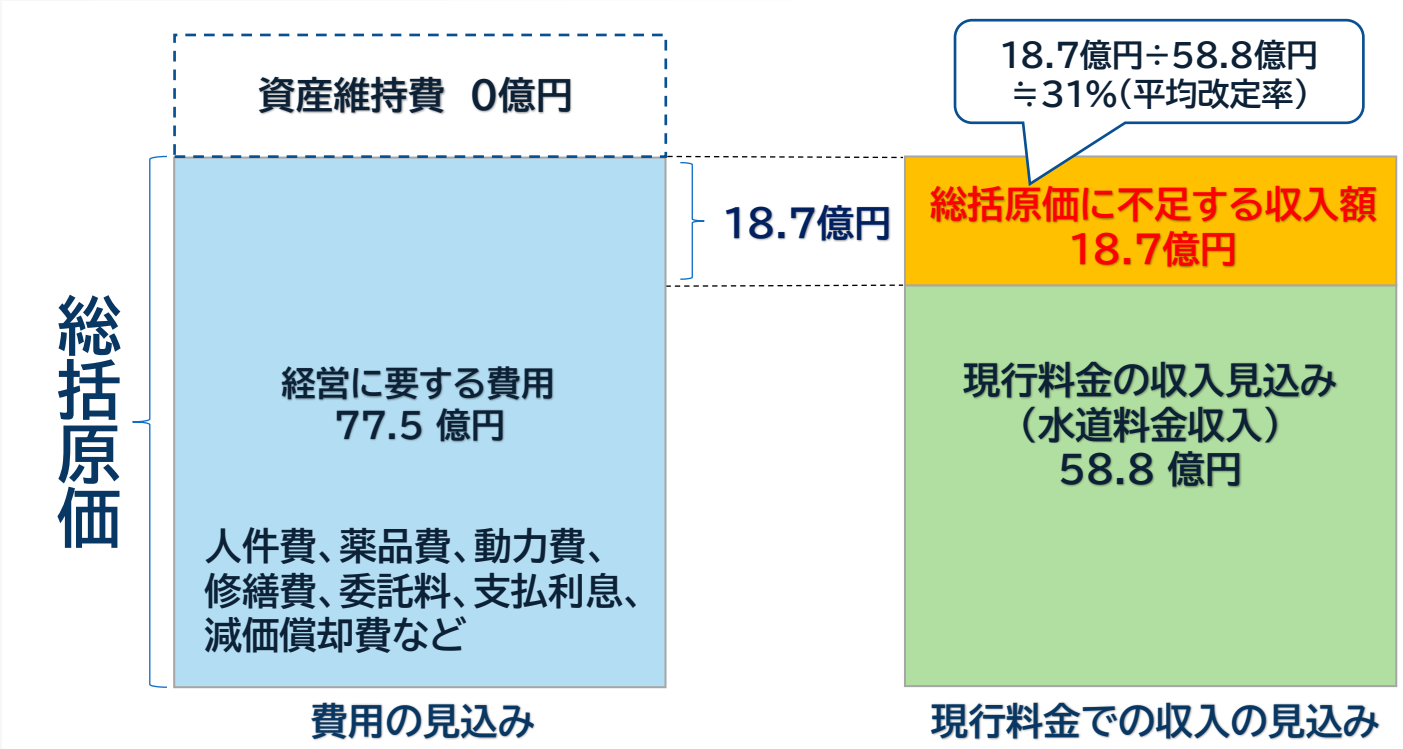

現行の料金では、合計18.7億円が不足します。
この不足額を解消するために、約31%の水道料金の値上げが必要です。